

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日起きがと日)
(たの翌日)

鳥取県条例第四十一号

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例(昭和三十四年十二月鳥取県
条例第四十九号)の一部を次のように改正する。

別表の第一種県営住宅の表中

四十三年	誠道境港市高松町	簡易耐火	四、八九〇円
------	----------	------	--------

同表の第二種県営住宅の表中			
四十三年	陰田	簡易耐火	三、八一〇円
四十三年	米子市陰田町	簡易耐火	三、八一〇円
四十四年	上井倉吉市小田	簡易耐火	五、〇三〇円
四十四年	浜坂鳥取市浜坂	簡易耐火	四、一四〇円
四十四年	上井倉吉市小田	簡易耐火	四、一三〇円

に改め、

を

に改める。

条例

◇公安告示 道路交通の規制に関する規程の一部改正

◇公 告 危険物取扱主任者試験の合格者

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

附 則

この条例は、昭和四十四年十二月三日から施行する。

告 示

鳥取県告示第六百九十九号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定により、次のように保険医療機関の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第二条の規定により告示する。

昭和四十四年十二月二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

名 称	所 在 地	診療科名	開設者名	指 定 年 月 日	採 用 点数表
エフワン診療所	鳥取市吉成二三五 エフワン工場内	内科、外科、呼吸器科	エフワン株式会社工 場長	昭和四十四年 十一月二十二日	乙表 点数表
平林歯科医院	米子市糀町二丁目	歯科	平林 克之	十五日	歯科 点数表

鳥取県告示第七百一号

昭和四十四年八月四日付けで日吉津村長から申請のあつた土地改良（今吉地区農道舗装）事業計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定により次のとおり告示する。

昭和四十四年十二月二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十七条第一項の規定に基づき、昭和四十四年八月二十日付けで日野郡江府町大字貝田岡田恵輝ほか十五人の者から申請のあつた県営で行なう土地改良（江府地区農林漁業整備）事業に係る土地改良事業計画を定めたので、同法同条第四項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十四年十二月二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

四 異議の申出

三 縦覧に供する場所

二 縦覧に供する期間

一 縦覧に供する書類の名称
土地改良事業計画書及び条例の写し

- 一 縦覧に供する書類の名称
土地改良事業計画書の写し
昭和四十四年十二月三日から二十日間とする。
- 二 縦覧に供する場所
江府町役場

- 三 縦覧に供する場所
日吉津村役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覽期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

昭和四十四年十二月二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第七百二号

昭和四十四年六月二十四日付けで天神野土地改良区から申請のあつた新たに行なおうとする土地改良（長尾地区かんがい排水）事業については、審査の結果その計画を適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第四十八条第六項において準用する同法第八条第五項の規定により次のとおり告示する。

昭和四十四年十二月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び定款の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十四年十二月三日から二十日間

三 縦覧に供する場所

倉吉市上古川 天神野土地改良区事務所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第七百三号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十四年十一月二十四日から用途廃止した。

昭和四十四年十二月二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第七百四号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十四年十一月二十四日から用途廃止した。

昭和四十四年十二月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び定款の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十四年十二月三日から二十日間

三 縦覧に供する場所

鳥取県告示第七百五号

都市計画法（昭和四十三年法律第二百号）第五十九条第一項の規定により、

都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

鳥取県告示第七百三号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十四年十一月二十六日から用途廃止した。

場	所	面 (平方メートル)	積 用 途
鳥取市滝山字越塚上四三三ノ一番地先から	"	五七・三一	水路敷
四二七番地先まで	"	四五四ノ一番地先まで	二九・七二
			道路敷

一 施行者の名称 鳥取市

二 都市計画事業の種類及び名称 鳥取都市計画下水道事業第二号下水道

緑町下水路

三 事業施行期間 昭和四十四年十二月二日から

昭和四十六年三月三十一日まで

四 事業地 鳥取市立川町五丁目、卯垣及び岩倉

鳥取県告示第七百六号

都市計画法（昭和四十三年法律第二百号）第五十九条第一項の規定により、
都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定により、次
のとおり告示する。

昭和四十四年十二月二日

鳥取県知事 石破二朗

一 施行者の名称 境港市

二 都市計画事業の種類及び名称 境港都市計画公園事業第四号公園下の

川二号公園

三 事業施行期間 昭和四十四年十二月二日から

昭和四十五年三月三十一日まで

四 事業地 境港市馬場崎町

道路交通の規制に関する規程（昭和四十四年三月鳥取県公安委員会告示第十七号）の一部を次のように改正し、昭和四十四年十二月二日から施行する。

昭和四十四年十二月二日

鳥取県公安委員会委員長 澤住辰蔵

別表第五の一中146を152とし、142から145までを6ずつ繰り下げ、141を次の
ように改める。

145 小沢見一六八番二先 一 辻中方前

146 白兎六八五番一先 一 三橋石油店前

147 " 六八八番三先 一 白兎ヘルスランド前

別表第五の一中140を144とし、138及び139を4ずつ繰り下げ、137を次のように
に改める。

140 伏野一三九番先 一 福原商店前

141 " 一、〇九四番先 一 伏野バス停留所前

別表第五の中136を139とし、90から135までを3ずつ繰り下げ、89を次の
ように改める。

90 行徳は一一二番先 一 鳥取県果実連横

鳥取県公安委員会告示第五十九号

公安委員会告示

- 91 " は一八番先十字路
92 " は二二三番先
別表第五の一中88を89とし、6から87までを1ずつ繰り下げ、5の次に6として次のように加える。
- 6 " 一
一 村石井第二給油所横
別表第五の一中131を153とし、130を152とし、128及び129を次のように改める。
- 147 下新印五〇二番三先
148 福万三九八番先
149 " 四〇三番先
150 尾高五六六番先
151 " 一、六七八番一先
別表第五の二中127を146とし、126を次のように改める。
144 日原六三番先
145 古市三六番先
別表第五の二中125を143とし、123及び124を18ずつ繰り下げ、122を次のように改める。
- 139 " 三三〇番九先
140 浦津二三三番七先
一 内山商店前
別表第五の二中121を138とし、120を137とし、119を次のように改める。
- 134 " 二八四番五先十字路
135 " 二九三番先
136 " 三五〇番先
別表第五の二中118を133とし、112から117までを15ずつ繰り下げ、111を次のよう改める。
120 " 一 尚徳中学校入口
121 " 一 尾高保育園前
122 " 一 吉木商店横
123 " 一 尾高保育園前
124 " 一 箕輪屋第二中学校前
125 和田町官有無番先
126 " 九九五番先
別表第五の二中110を124とし、108及び109を14ずつ繰り下げ、107を次のように改める。
127 " 一 和田浜駅入口
128 " 一 和田小学校海測入口
129 " 一 彩石場入口
130 " 一 彩名保育園入口

121〃六、八八九番先
一湯原方前
別表第五の二中106を119とし、92から105までを13ずつ繰り下げ、91を次のように改める。

77〃四八三番先十字路
二車尾小学校前
別表第五の二中69を76とし、68を75とし、67を次のように改める。
73 上後藤五五番先
一岩崎方前
74〃九二番先
一天使園入口
別表第五の二中66を72とし、62から65までを6ずつ繰り下げ、61を次のように改める。

102〃一、六七一番先
一今井家具工場前
103 東福原九番先
一
140〃五八〇番二先
一
90〃三、八六三番一先
一備中屋前
91〃四、○三六番先
一浜橋郵便局入口
92〃四、○三九番先
一三柳団地入口
93〃四、二三九番一先十字路
一
94〃四、五七一番一先
一警察公舎前
別表第五の二中90を101とし、84から89までを11ずつ繰り下げ、82及び83を次のように改める。

66〃七四番先
一錦公園入口
67〃七九番先
一良善幼稚園前
別表第五の二中60を65とし、46から59までを5ずつ繰り下げ、45を削り、44を次のように改める。
49 立町四丁目二一一番先
一
50〃四二番先
一川井方前
別表第五の二中43を48とし、25から42までを5ずつ繰り下げ、24を次のように改める。

28〃七九番先十字路
三 もと柳ノ木
29〃一六〇番先
一米子市消防署前
別表第五の二中23を27とし、9から22までを4ずつ繰り下げ、2から8までを次のように改める。
2 博労町三丁目四一一番先
一
3〃一五五番先
一米子測候所前
4〃四丁目一五〇番先
一石原方前
5〃三六二番先
一
6 糀町一丁目一八七番先
一
別表第五の二中77を84とし、71から76までを7ずつ繰り下げ、70を次の

に改める。

85〃一、六六〇番一先
一中筋入口
86〃二、六七八番先
一芝岡方前
別表第五の二中77を84とし、71から76までを7ずつ繰り下げ、70を次の

ように改める。
77〃四八三番先十字路
二車尾小学校前
別表第五の二中69を76とし、68を75とし、67を次のように改める。
73 上後藤五五番先
一岩崎方前
74〃九二番先
一天使園入口
別表第五の二中66を72とし、62から65までを6ずつ繰り下げ、61を次のように改める。

7	"	二丁目九一番先	一 山陰シャープ・クレジツ 株式会社前
8	"	一五五番先十字路	二 久米桜酒造前
9	道笑町二丁目四五番先	一 信号機設置	一 所子入口バス停留所前
10	" 三丁目三二番先十字路	二 道笑町三丁目郵便局前	一 所子小学校入口
11	" 四丁目五番二〇番先	一 南保育園入口	二 11の次に12
12	" 一四〇番先	一 米子南高等学校入口	三 及び13として次のように加える。
13	別表第五の三中12及び13を削り、2から11までを1ずつ繰り下げ、1の次に2として次のように加える。	表第五の三の14を次のように改める。	四 大山町所子二四一番六先
14	" 一、三九〇番先十字路	四 出口十字路	五 五五八番一先
15	別表第五の三中15から31までを1ずつ繰り上げ、32を次のように改める。	五 県道米子石見新見線	六 安原橋南詰
16	上井二四四番先	六 山作商事前	七 本郷三二三番先
17	" 三四九番一先十字路	七 信号機設置	八 津地橋南詰
18	別表第五の三中40を42とし、38及び39を2ずつ繰り下げ、37の次に38及び39として次のように加える。	八 王水堂前	九 別表第七の二の(2)の10を次のように改める。
19	" 三五一番一先交差点	九 竹田橋東詰	十 大山町所子二四二番二先
20	別表第五の四の35を次のように改める。	十 中浜農業協同組合集荷場	十一 12の次に13
21	" 五〇五番先	十一 前	十二 13として次のように加える。
22	別表第五の六中59を60とし、48から58までを1ずつ繰り下げ、47の次に48として次のように加える。	十二 松ヶ枝町九番先	十三 別表第十の二中96を98とし、16から95までを2ずつ繰り下げ、15の次に2及び3として次のように加える。
23	" 一、五〇五番三九先	十三 喫茶店ナナ前	十四 別表第十二の一の(3)の2及び3を次のように改める。
24	一 カツパ食堂前	十四 きさらぎ写真機店前	十五 福部村大字湯山一、九〇九番一先のまがりかど
25	"	十五 県道下木原岩美停車場線	十六 岩美町大字池谷二三六番先のまがりかど

公

告

昭和44年11月12日に行なつた危険物取扱主任者試験の合格者は、次のとおりである。

昭和44年12月2日

甲種	坪内 正弘	中野 肇	岡本 貢	米澤 俊一	福井 保夫	鳥取県知事 石 破 二 朗
乙種第1類	林 健	柴田 彩	金田 直三	佐々木 隆		
乙種第2類	宝藏 正芳	藤井 金吉	河本 薫明	渡辺 佑	下田 一弘	
乙種第3類	生駒 昭					
乙種第4類	宝藏 正芳	河本 薫明	生駒 昭			
乙種第4類	岸本 晋	山根 清美	船橋 邦雄	長谷川信茂	渡辺 省吾	
乙種第4類	谷川須美子	本城 利弘	岸田 久志	奥田 郁雄	岡田 照明	
乙種第4類	芝田 美実	磯野 誠二	渡辺 寛子	西尾 章	坂本 正夫	
乙種第4類	田中 守親	太田 泰正	森下 洋至	奥村 林朗	井上 節雄	
乙種第4類	山岡のぶ子	岡田 照憲	山下 菊雄	谷口 高明	谷口 德治	

森山 茂	福本 澤	谷川 豊	吉田 憲二
大坂 正治	山澤 栄治	市谷 周平	岩田 延昭
大西 发行	杉川 克征	信原 一郎	福田 忠勝
藤井 煎	村山 聖	木村 金藏	義克
山田 恒身	高田 浅見	山宮 翁	嗣郎
山根 樟男	一郎	木村 家納	貞介
中本 敏	坂口 一雄	澤 正一	松本 改
鶴浦 清	河本 茂雄	安富 勇吉	哲夫
上田 順次	北村 績夫	高尾 安芳	勝田 幸広
山下美智夫	宝藏 正芳	河原 孝教	中村 泰三
遠藤 治	福田 悅三	牧 昭人	村西 俊成
福井 秀幸	前田 竹志	井上 春勝	堀 経翁
畔上 利厚	佐伯 明彦	岡本 命夫	奥本 英俊
吉岡 光正	渡辺 周	平井 克忠	門山 吉順
小椋 克	石賀 周	平井 勘	錦織 直行
浜辺 孝明	杉原 司朗	竹内 宗俊	田中 健悟
長谷川敏久	安田 光明	牧田 令治	山根 博之
小椋 秀雄	更田 嘉壽	井上 儀男	義謙
吉岡 隆	森次 春榮	山田 稔	三谷良之助
宮本 仁	稻館 隆	朝妻 昌俊	船越 洋明
中村 祐二	井田 光明	山口 維昭	中浜 勇
安森 剛	松本 務	加藤 富男	青戸 誠
大屋 徳仁	田仲 等	木村 正信	児玉 敏明
尾上 実	増谷 正	安田 孝好	森田 勝行
藤原 弘次	金山 泰也	青木 恒	玉井 和子
深田 隆雄	玉井 和子	島田 和彦	佐伯 正夫
山崎 昇	岸本 春雄	谷口 格	
岸本 春雄	谷口 格	島田 和彦	

00108

第4094号(第三種郵便物認可)

昭和44年12月2日 火曜日

鳥 取 県 公 報

米田 喜二 安田 博孝 持田 健 木本 剛義 國谷 保彦
武本 一範 清井 伸二
乙種第5類
宝藏 正芳 河本 薫明 生駒 昭
浜部 妙子 高田 一郎 河本 薫明 生田 義幸 宝藏 正芳
岡田 博徳 関田 実 浜部 孝明 藤井 金吉 山根 樟男
渡辺 佑

乙種第6類

河本 薫明 生駒 昭

浜部 薫明

生田 義幸

藤井 金吉

山根 樟男